

令和 7 年度農山漁村地域へのインバウンド誘客促進のための基礎調査業務 委託仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度農山漁村地域へのインバウンド誘客促進のための基礎調査業務

2 目的

農林水産省によると、農泊（※）地域の延べ宿泊者数は令和 5 年度にコロナ禍前の約 1.3 倍まで回復しているが、延べ宿泊者数に占めるインバウンドの割合は回復の途上にあり、本県でも同様の傾向が見られる。

また、国内におけるインバウンドの宿泊先は、いわゆるゴールデンルートや一部の有名観光地に集中しており、地方部、農山漁村地域への誘客は低水準に留まっている。

本業務は、農家民宿や直売所等の地域資源を活用した本県の農山漁村地域へのインバウンド誘客を促進するため、顧客ニーズ等の調査を行うものである。

※農泊とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行のことを指す。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで

4 契約限度額

2, 5 0 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 委託業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。なお、これらの事項は委託者が想定する必要最小限のものであり、具体的な内容は提案に基づき、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

(1) 調査の実施

以下のア～エの方法により調査する。有益な情報を得ることができるよう、調査ごとに最適な項目や対象者等を検討するものとする。なお、調査の方法・内容については、提案書で具体的に案を提示すること。

ア デスクリサーチ

農林水産省や観光庁、日本政府観光局、集客コンサルティング会社等が公開している既存の文献・資料等により調査を行う。また、農泊地域へのインバウンド受入れに積極的に取り組む先進自治体についても調査するものとする。

イ ヒアリング調査

農泊等のツーリズムに詳しい専門家、訪日外国人、農業関係者、観光関係者、交通関連企業、行政関係者等への調査を行う。なお、サンプル数は10名以上とする。

ウ アンケート調査

以下の①～③等により、インバウンドに対して農家民宿や直売所等の地域資源、農泊に関する調査を行う。調査に当たっては、設問への写真の添付等により回答者が具体的なイメージをもてるよう工夫するとともに、協力者への謝礼品の配布等により回答者数の確保に努めるものとする。なお、サンプル数は400人以上とする。

①県内の駅構内や主要観光施設等での街頭調査

②県内の宿泊施設への宿泊者に対するアンケート調査

(旅館、ホテル、農家民宿など)

③宿泊予約サイトの登録モニターなどへのインターネット調査

※ただし、②における農家民宿(5～10軒程度)への宿泊者に対する調査は必ず実施すること。

※調査の実施に当たっては、備前・備中・美作の3区域ごとの傾向や特徴がわかるよう工夫すること。

エ その他の調査方法

(2) 報告書の作成

調査で得られたデータを集計・分析し、以下を全て満たす報告書を作成すること。

ア インバウンドが嗜好する食・体験・観光資源・宿泊施設、消費動向、情報収集手段などについてまとめられている。

イ 調査の結果を踏まえ、備前・備中・美作の3区域ごとに農山漁村地域へのインバウンド誘客における現状や課題を示したうえで、さらなる誘客の促進に向け、今後取り組むべき方向性や具体的な施策についてまとめられている。

ウ 表や図を用いて分かりやすく整理されている。

6 委託業務実施体制

受託者は、業務を円滑に履行するために、次のとおり業務実施体制を整備すること。

(1) 人員配置

業務責任者を定め、委託業務全般の管理を行わせるとともに、本業務を実施するための十分な人員を配置すること。

(2) 打合せ・連絡調整

受託者は、委託業務の実施に際しては、必要に応じて随時、委託者との打合せ・連絡調整を行い、円滑な業務遂行に努めることとする。

また、協議等を行った場合には、協議記録を作成し、提出することとする。

7 その他の条件

(1) 本業務により得られた成果は、原則として委託者に帰属するものとする。

- (2) 本業務に関し、委託者から受領又は閲覧した資料等について、委託者の了解なく公表、又は使用してはならない。
- (3) 本業務で知り得た委託者及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならない。
- (5) 業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、協議を行い、その指示を受けること。
- (6) これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込のないときは、契約を解除し、損害賠償させる場合がある。
- (7) 業務の一部を第三者に委託することができることとするが、その場合は、委託先ごとの業務内容等について、事前に委託者の承諾を得なければならない。
- (8) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、協議を申し出る場合がある。この場合、委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。
- (9) 事業の遂行に当たっては、委託者の指示に従い、適宜進捗状況を報告するとともに、契約期間満了後、速やかに業務報告書を提出すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、委託者と受託者で協議し、委託業務の内容を決定する。